

事業報告書
(自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年 12 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 えのもと整形外科
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷 756 番地 1
- (3) 設立認可年月日 平成 30 年 3 月 1 日
- (4) 設立登記年月日 平成 30 年 3 月 14 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 えのもと 整形外科	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷 756 番地 1	一般病床 0 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務) 無
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) 無
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 5 年 2 月 15 日 令和 4 年度決算の決定承認、理事及び監事選任の承認

様式2

法人名 医療法人 えのもと整形外科
 所在地 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷756番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和5年12月31日現在)

1. 資 産 額 197,145 千円
 2. 負 債 額 81,731 千円
 3. 純 資 産 額 115,414 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	96,695
B 固 定 資 産	100,450
C 資 産 合 計 (A + B)	197,145
D 負 債 合 計	81,731
E 純 資 産 (C - D)	115,414

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 3

法人名 医療法人 えのもと整形外科
 所在地 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷756番地1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和5年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	96,695	I 流動負債	41,629
II 固定資産	100,450	II 固定負債	40,102
1 有形固定資産	65,401	負債合計	81,731
2 無形固定資産		純資産の部	
3 その他の資産	35,049	科 目	金 額
		I 資本剰余金	0
		II 利益剰余金	107,075
		1 代替基金	0
		2 その他利益剰余金	107,075
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基金	8,339
		純資産合計	115,414
資産合計	197,145	負債・純資産合計	197,145

法人名 医療法人 えのもと整形外科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷756番地1

損 益 計 算 書
(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	244,369
2 事業費用	214,365
本来業務事業利益	30,004
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	30,004
II 事業外収益	465
III 事業外費用	775
経常利益	29,694
IV 特別利益	0
V 特別損失	9,763
税引前当期純利益	19,931
法人税等	4,758
当期純利益	15,173

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 えのもと整形外科
理事長 榎本 寛 殿

私は、医療法人 えのもと整形外科の令和5年会計年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年2月7日

医療法人 えのもと整形外科

監 事 興津 穰

